

# 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備基本計画策定等業務仕様書

## 第1章 総則

### 1 業務名

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備基本計画策定等業務委託

### 2 業務場所

安城市和泉町地内

### 3 業務期間

契約の締結日の翌日から令和8年3月20日まで

### 4 業務の目的

本市では、令和3年3月に策定した「安城市廃棄物処理施設整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）におけるごみ焼却施設整備の基本方針に基づき、ごみ焼却施設の老朽化に伴う基幹的設備改良工事を予定している。これによって、工事完了後20年間の延命化に加え、余熱利用による発電能力の増強や施設の耐震化等を行い、災害時にも安定的に稼働することのできる、いわゆる「地域のエネルギーセンター」化を目指している。さらに、この工事に合わせ、施設の包括的な管理運営を民間事業者に委託する業務（以下「包括的民間委託業務」という。）の導入を検討している。

以上を踏まえ、本業務は、ごみ焼却施設の延命化を前提として、施設の適正な維持管理や設備・機器の計画的な長寿命化を推進するため、施設の精密機能検査を実施したうえで、長寿命化総合計画を策定し、さらに、その結果を受け、基幹的設備改良工事の整備内容を含めた施設の今後を検討する施設整備基本計画を策定することを目的とする。

また、民間活力手法を検討し、効率的・効果的に事業が推進できるPPP/PFI手法の導入可能性調査を行う。これにより、財政負担の軽減や効率的運営の確保などの効果を検討し、その結果を施設整備基本計画へ反映させる。

加えて、上記計画や検討結果を踏まえた基幹的設備改良工事や包括的民間委託業務（以下「整備・運営事業」という。）を、安定的・効率的に実施することができる民間事業者に委託するため、事業計画の検討から民間事業者との契約締結まで、工事発注等に関する一連の手続きに対する支援業務を行うものである。

## 5 対象施設

本業務の対象となる施設の概要は、次のとおりである。

名称	安城市環境クリーンセンター
所在地	安城市和泉町大下38番地
敷地面積	48,573㎡
ごみ焼却施設	平成9年3月竣工(平成27年3月延命化) 建築面積 4,057㎡ 施設概要… 全連続燃焼式焼却炉(ストーカ炉) 120t/24h×2基 自然循環廃熱ボイラ式 19.6t/h×2基 蒸気タービン 2.35MPa×1基 発電機 2,150kw×1基
し尿処理施設	昭和62年3月竣工(平成29年2月リニューアル) 建築面積 2,756㎡ 施設概要… 処理能力 102kL/日(し尿 7kL/日、浄化槽汚泥 95kL/日) 水処理方式 前処理・前脱水方式+生物酸化処理方式(下水道放流) 資源化方式 助燃材化(ごみ焼却施設で有効利用)

## 6 業務の内容及び事業スケジュール(予定)

第2章に記載のものとする。

## 7 法令等の順守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同法施行令」、「同法施行規則」をはじめとする関係法令等を遵守し、本市が策定する他の計画との整合を図らなければならない。

## 8 受注者の義務

受注者は、業務の遂行にあたっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また、コンサルタントとしての中立性を厳守すること。
- (2) 業務期間内に業務が完了するように作業の円滑化に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、策定の意図、目的を十分理解したうえで業務に取り組むこと。
- (4) 業務の契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させてはならないこと。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りで

はない。

## 9 業務管理

- (1) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を定め、業務の円滑な進捗及び品質の向上に努めるものとする。
- (2) 業務期間中は月1回程度定期的に打合せを行い、業務の進捗状況等について報告すること。また、必要に応じ、随時打合せを行うこと。
- (3) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の要件は、「安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設整備基本計画策定等業務公募型プロポーザル方式実施要領」に示すとおりとする。

## 10 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出し承諾を受けるものとする。

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、その都度、発注者の承諾を受けて実施すること。

- (1) 管理技術者等通知書（経歴付記）
- (2) 工程表
- (3) 業務計画書及び業務実施体制表
- (4) 完了届及び納品書
- (5) その他、発注者が指示する必要書類

## 11 議事録

受注者は打ち合わせ及び協議等の都度、その内容に対する議事録を作成のうえ、1週間以内に発注者に提出し、確認を受けなければならない。

## 12 関係機関との協議等

受注者は、関係する機関との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合は、発注者に承諾を得てから誠意をもってこれに当たらなければならない。

## 13 成果品

受注者は、下記の成果品を指定された年度に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

なお、引き渡し時期詳細及びその方法は、別途指示する。また、受注者の提案に基づき業務スケジュールを調整する場合は、受注者と協議のうえ、提出指定年度を変更することがある。

- (1) 令和5年度

No	成果品名	部数等
1	業務報告書	1
2	打合せ議事録	回数分
3	施設整備基本計画 本編《素案》(A4判・簡易製本)	10
4	施設整備基本計画 概要版《素案》(A3判1ペーパー程度)	10
5	長寿命化総合計画 本編《素案》(A4判・簡易製本)	10
6	長寿命化総合計画 概要版《素案》(A3判1ペーパー程度)	10
7	PPP/PFI 導入可能性調査報告書 本編 (A4判・レザック製本)	20
8	PPP/PFI 導入可能性調査報告書 概要版 (A3判1ペーパー程度)	15
9	発注支援業務に係る次の資料 ①実施方針 (案) ②見積仕様書 ③事業者選定関連資料 a 事業者選定委員会の議事録	一式
10	参考資料	一式
11	その他発注者が指示する書類	一式
12	上記資料に関する電子データ (PDF データ又は Word、Excel、AutoCAD (DWG) 形式)	一式

(2) 令和6年度

No	成果品名	部数等
1	業務報告書	1
2	打合せ議事録	回数分
3	施設整備基本計画 本編 (A4判・レザック製本)	20
4	施設整備基本計画 概要版 (A3判1ペーパー程度)	15
5	長寿命化総合計画 本編 (A4判・レザック製本)	20
6	長寿命化総合計画 概要版 (A3判1ペーパー程度)	15
7	発注支援業務に係る次の資料 ①技術比較検討書 ②実施方針 ③要求水準書 (案) または発注仕様書 (案) ④予定価格積算書 (案) ⑤特定事業の評価・選定書 ⑥費用対効果分析書 ⑦事業者選定関連資料	一式

	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 入札説明書</li> <li>b 事業者からの質疑応答書</li> <li>c 要求水準書または発注仕様書</li> <li>d 事業者選定基準</li> <li>e 様式集</li> <li>f 契約書（案）</li> <li>g 事業者の資格審査結果</li> <li>h 事業者選定委員会の議事録</li> </ul>	
8	参考資料	一式
9	その他発注者が指示する書類	一式
10	上記資料に関する電子データ (PDF データ又は Word、Excel、AutoCAD (DWG) 形式)	一式

(3) 令和7年度

No	成果品名	部数等
1	業務報告書	1
2	打合せ議事録	回数分
3	発注支援業務に係る次の資料 ①事業者選定関連資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 事業者提案の技術評価書</li> <li>b 審査講評等</li> <li>c 基本協定書（案）</li> <li>d 事業契約書（案）（基本契約書、建設請負契約書、包括的管理運営委託契約書を含む）</li> <li>e 事業者選定委員会の議事録</li> </ul>	一式
4	参考資料	一式
5	その他発注者が指示する書類	一式
6	上記資料に関する電子データ (PDF データ又は Word、Excel、AutoCAD (DWG) 形式)	一式

(4) 成果品はあらかじめ発注者と内容について協議、精査したものとする。また、インデックスをつける等、分かりやすいものとする。

(5) 業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正補足その他の必要な措置を講ずるものとし、その作業に掛かる費用は全て受注者の負担とする。

1.4 検査及び引渡し

受注者は、業務を終了したときは、その旨及び成果品の引渡しについて

発注者に通知するとともに、管理技術者及び照査技術者の立会いのもと、成果品及びその他の関係資料を整え、納品しなければならない。

発注者は通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、各業務の終了を確認するための検査を終了しなければならない。

#### 1.5 契約代金の支払

発注者は、あらかじめ予算に定められた限度額をもって委託料の部分払いを行うことができるものとする。

なお、部分払いを行う場合、受注者は各年度の3月31日までに発注者の成果品等の検査を受けるものとする。また、部分払いの請求は、受注者が成果品等の検査を合格した後でなければならない。

#### 1.6 契約約款との整合

本業務の契約については、「安城市測量設計等委託契約約款」に準拠する。ただし、(検査及び引渡し)第31条及び(契約代金の支払)第32条については、本仕様書の記載内容を優先する。

#### 1.7 その他注意事項

- (1) 本業務による成果品は、データを含めて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ずに使用したり、他に貸与したりしないこと。
- (2) 成果品内において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、すべて受注者の責任において対処すること。
- (3) 本業務の遂行上必要で、発注者が保有する資料については、貸与するものとする。この場合、受注者は貸与をうけた資料の一覧を作成のうえ、受注者に提出し、業務終了後速やかに返却するものとする。
- (4) 本仕様書は本業務の大要を示したものであり、業務遂行に当たっては、発注者と緊密に連絡をとり、疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議の上で決定すること。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要なものについては、受注者の責任において実施するものとする。

## 第2章 特記仕様書

### 1 施設整備基本計画策定

基本構想におけるごみ焼却施設整備の基本方針を踏まえ、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル（最新版）」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）に基づき、以下の項目について整理したごみ焼却施設整備基本計画を策定する。このとき、本体工事にあたっては、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（1/2補助）の適用を視野に入れた内容とすること。

なお、後述の長寿命化総合計画及びPPP/PFI導入可能性調査の結果も反映させたものとする。また、各種推計値や推計の考え方等は、「安城市一般廃棄物処理基本計画2023（令和5）年度～2037（令和19）年度」及び「安城市災害廃棄物処理基本計画（改訂版）（2022（令和4年）3月改訂）」と整合をとること。

#### （1）計画条件の整理

本計画の前提となる基本条件を設定する。

- ア 計画目標年次
- イ 制約条件
- ウ 計画ごみ処理量
- エ 施設規模
- オ 計画ごみ質
- カ 公害防止基準
- キ その他必要なもの

#### （2）施設計画の検討

施設及び工事に係る技術的項目について検討する。

なお、工事においては、2炉（2系統）ある内の1炉（1系統）ごとに更新を行う想定をしているため、片炉運転または焼却ができない期間が発生する見込みとなる。それにあたり、ごみの積替え方法やその計画の検討、ごみの外部搬出計画の検討が必要となる。

- ア 処理フロー
- イ 処理設備の検討
- ウ 積替保管設備等の配置運用計画
- エ 工事期間中におけるごみの外部搬出計画
- オ 環境保全計画（目標）
- カ 余熱利用計画

※売電先等の検討は不要である。

- キ 維持管理計画
- ク その他必要なもの

- (3) 生活環境影響調査（別途発注業務）の基本条件設定  
今後実施する生活環境影響調査の基本条件を設定するため、必要となる各種資料の整理、作成を行う。
- (4) 付帯機能の検討  
環境学習機能や災害時の施設機能について検討する。
- (5) 整備に係る技術等の動向の整理  
国の施策、プラントメーカーの技術動向及びこれまでの整備実績等を整理する。
- (6) 基幹的設備改良工事内容の検討  
以上の分析・検討内容から、今後予定している整備・運営事業の内容を検討し、事業スケジュールを作成するとともに、その概算事業費を算出する。あわせて、工事範囲、工事車両入口、既設稼働との調整事項、仮設及び解体関連等の施工計画の諸条件についても検討する。

## 2 長寿命化総合計画策定

### (1) 精密機能検査

ごみ焼却施設の現状を調査し、長寿命化総合計画策定の基礎資料とするため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の規定にもとづき、精密機能検査を実施する。検査は、昭和52年11月4日環整95号通達「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」に準拠して実施すること。

ア 施設の概要

イ 運転管理実績

ウ 設備等の状況

※施設の延命化を見据えた土木・建築設備の耐震性確認を行うこと。現地確認の他、書類による確認を含む。ただし、対象とする建築設備については、本市との協議により決定する。

※劣化度調査は行わないが、今後の必要性を検討すること。

エ 各試験結果の整理

オ 改善点の指摘

### (2) 長寿命化総合計画の策定

(1)の結果も踏まえ、ごみ焼却施設の状態の整理・評価を行うとともに、工事完了後から20年間適正かつ安定したごみ処理を継続するための長寿命化総合計画（施設保全計画・延命化計画）を策定する。

なお、策定にあたっては、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引（ごみ焼却施設編）」（環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課（最新版））に準拠すること。



- ア 維持補修履歴の整理
- イ 施設保全計画の作成・運用
  - (ア) 主要設備、機器リストの作成
  - (イ) 各設備、機器の保全方式の選定
  - (ウ) 機能診断手法の検討
  - (エ) 機器別管理基準の作成
  - (オ) 施設保全計画の運用
  - (カ) 健全度の評価、劣化の予測、整備スケジュールの検討
- ウ 延命化計画の作成
  - (ア) 延命化の目標
  - (イ) 延命化への対応
  - (ウ) 延命化の効果
  - (エ) 延命化の効果のまとめ
  - (オ) 延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果
  - (カ) 延命化計画のまとめ

### 3 PPP/PFI 導入可能性調査

「安城市 PFI ガイドライン（最新版）」に基づき、ごみ焼却施設の PPP（Public Private Partnership：官民連携）手法の導入範囲について詳細な検討を行い、その上で最適な事業スキームの構築を図り、リスク分担や PPP 手法を導入した場合の効果を含めた総合的な VFM（Value for Money：従来方式での事業費と PPP 手法での事業費との比較）の評価を行う。また、PPP 手法導入にあたっての課題等を検討する。さらに、図 1 に示すとおりごみ焼却施設だけでなく、し尿処理施設等の環境クリーンセンター内に併設される施設の整備、運営手法及び包括委託期間も含めて比較検討を行う。

なお、導入可能性がない場合においては、その他の事業方式の検討を行う。

#### (1) 事業計画の整理

ごみ焼却施設及びし尿処理施設の業務内容、運営体制、処理・稼働実績、施設整備実績、運営管理費実績、施設整備計画、事業スケジュール等の事業計画を整理する。

#### (2) 法制度の整理

関係法令や諸規制との関係を整理する。

#### (3) 補助制度の整理

補助金や交付金、公的融資、税制優遇などの公的支援について、現在想定されているもの及び適用可能と考えられるものについて整理する。

(4) PPP 手法導入範囲の検討

設計、建設、維持管理、運営の各段階において、どこまでを PPP 手法導入の範囲とするか検討する。特に業務委託の状況や公共性の確保、民間のリスク管理の可能性等の視点を踏まえ、詳細に検討する。図 1 に示すとおりごみ焼却施設のみだけでなく、し尿処理施設等の環境クリーンセンター内に併設される施設を含めて PPP 手法を導入する場合の検討も行い、施設数や包括委託期間ごとの検討を行う。

(5) 事業形態などの検討

先行事例調査等を行い、事業形態や業者選定方式、事業方式（DBO（Design Build Operate：公設民営）等）、サービス対価の支払い方法を検討する。

(6) リスク分担などの検討

先行事例調査等を行い、リスクを洗い出したうえで、市と民間事業者のリスク分担や、リスクの定量化を検討する。

(7) VFM の算定

PSC（Public Sector Comparator：公共が自ら実施する場合（従来手法）の事業期間全体を通じた公的財政負担）と PPP 手法の LCC（Life Cycle Cost：事業期間全体の費用）を算定し、VFM の評価を行う。

(8) 民間事業者の参入意向等の把握

VFM の算定と併せて民間事業者の採算性を確認するとともに、民間事業者の参入意欲や参入条件、事業内容に対する意見をヒアリングやアンケート等によって把握する。また、PPP 手法を導入した際の事業費算定に参考となる情報の収集を行う。

(9) 課題の整理

PPP 手法を導入する場合の課題を整理する。

(10) PPP 手法導入可能性の評価

(1)～(9)の調査、検討の結果を踏まえ、PPP 手法導入の可能性を評価する。また、PPP 手法導入が可能と判断された場合、今後のスケジュール等を整理する。

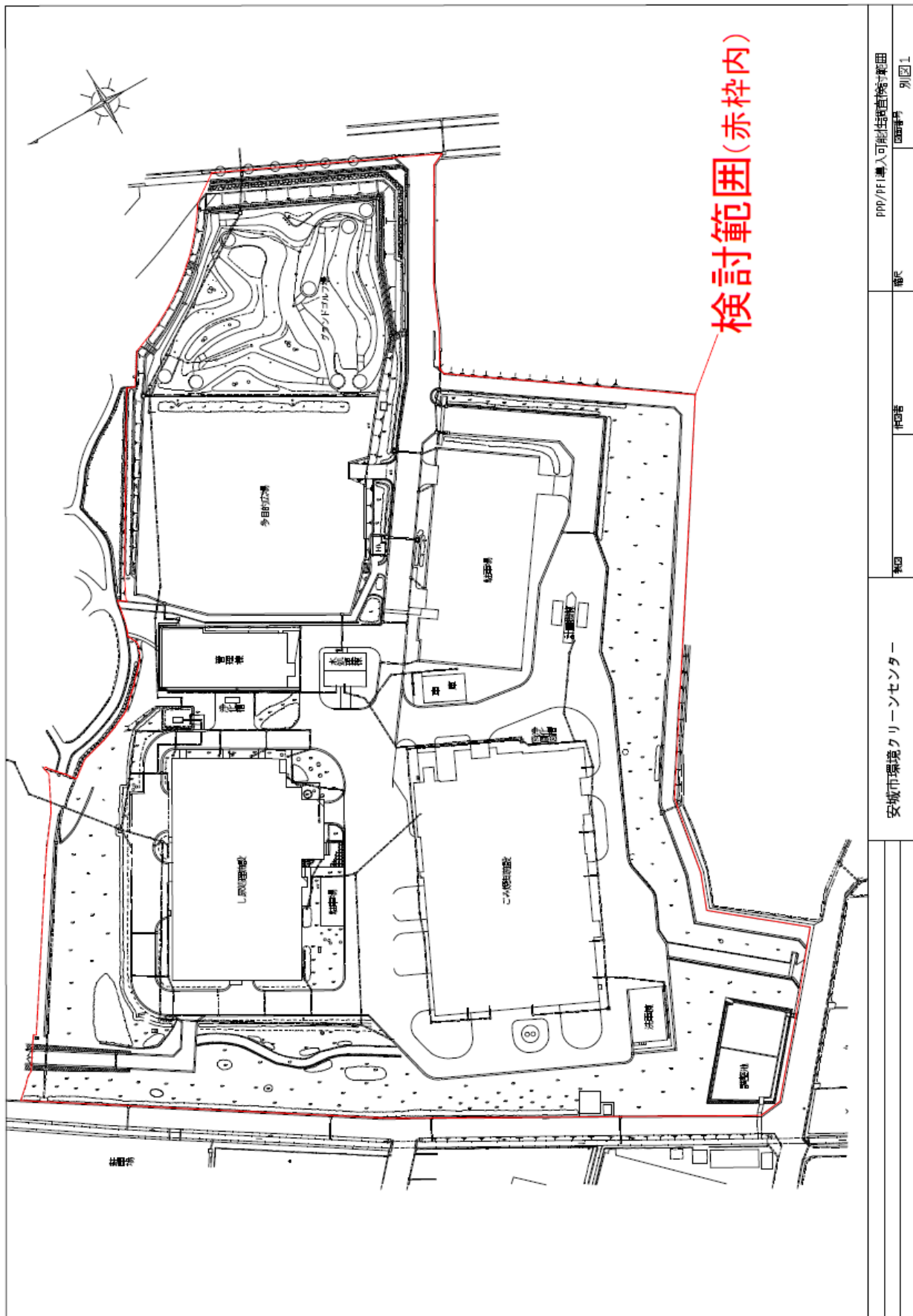


図1 PPP/PFI 導入可能性調査検討範囲

安城市環境クリーンセンター		PPP/PFI導入可能性調査検討範囲	
棟名	棟号	図面番号	別図1
棟名	棟号	棟号	

## 4 発注支援業務

上記1～3の業務結果を踏まえ、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事及び包括的民間委託業務（整備・運営事業）に関する事業者の選定を支援する。

なお、事業者の選定においては、外部有識者を含む専門の委員会（以下、「事業者選定委員会」という。）を設立し、募集書類に対する審議や事業者提案の評価を実施する予定である（6回程度開催予定）。この委員会の運営に関する支援も行うものとする。

### （1）事業者選定方式の検討

整備・運営事業を契約するための発注方式、事業者の参加資格条件、事業者選定の具体的方法、事業者選定スケジュール等を検討する。

### （2）実施方針（案）の作成・公表・質問対応

実施方針（案）の作成及び公表に係る支援を行うとともに、事業者からの質問・意見への対応に係る資料の作成及び支援を行う。

### （3）見積仕様書の作成・見積設計図書の徴収

プラントメーカーへ施設整備事業の見積書及び見積設計図書の提出を依頼するための見積仕様書を作成する。また、見積書及び見積設計図書をプラントメーカーに依頼するための資料等の作成について支援を行う。

ア 現場説明事項等必要資料の作成

イ プラントメーカーからの質問に対する回答書案の作成

### （4）技術比較検討書の作成

プラントメーカーから提出された見積設計図書について比較検討を行う。なお、比較検討事項、検討結果のまとめ等は次のとおりとする。

ア 建設工事、施設運營業務等に係る要素

見積設計図書を比較検討した結果として、各社の提案内容を事項毎に並列に記述し、見積仕様書との適合状況（相違、不足事項の修正を含む）、プラントメーカー各社の特徴、新規提案等が明らかなものとする。

イ 設計根拠・管理条件の比較

計画基本数値等を基にして、プラントメーカー別に主要機器能力・水槽容量の根拠、維持管理費（ランニングコスト）根拠、整備補修費の比較等を行う。

ウ 見積仕様との比較

見積仕様書の内容と対比した比較一覧表を作成する。

エ 設計図面の比較

プラントメーカーより提出された設計図面について比較を行う。

- オ 比較結果のまとめ  
プラントメーカーから提出された見積設計図書について、比較検討した結果をとりまとめる。
  - カ 予定価格設定支援  
参考見積書の精査・整理を行い、他事例における既契約の類似工事等、客観的なデータを用いて、発注者が予定価格を設定するための支援を行う。
- (5) 要求水準書（案）または発注仕様書（案）の作成  
メーカーから提出された見積設計図書の審査結果を受けて、整備・運営事業の設計・施工業者に提示する要求水準書（案）または発注仕様書（案）を作成する。仕様書等は、見積設計図書徴収仕様書及び見積設計図書の比較結果を十分踏まえた内容にする。
- ア 要求水準書（案）または発注仕様書（案）の作成
  - イ 添付資料の作成
- (6) 特定事業の選定及び公表  
実施方針を踏まえ、VFMの算定結果に基づき、本事業を特定事業の選定に係る公表資料の作成及び公表するための支援を行う。
- (7) 入札公告資料等の作成（総合評価方式、プロポーザル方式等の場合の要領書等を含む）  
整備・運営事業を実施する事業者を募集するための各種資料の作成を行う。
- ア 入札説明書  
事業スキーム・契約内容に係る詳細な検討を行うとともに、事業者募集に必要な入札説明書を作成する。
  - イ 要求水準書または発注仕様書  
整備・運営事業において事業者が実現すべき事項を要求水準書または発注仕様書として作成する。
  - ウ 事業者選定基準  
整備・運営事業の条件や事業者選定委員会の審議を踏まえた上で、事業者から提出される提案書の審査方法について検討し、事業者選定基準を作成する。
  - エ 様式集  
整備・運営事業の条件や事業者選定委員会の審議を踏まえた上で、事業者に求める資格要件等の条件及び事業者より提出される提案書の審査・評価が容易となる様式集を作成する。
  - オ 契約書（案）  
入札説明書、要求水準書、事業者選定基準等に係る検討結果を踏まえ、事業者募集に必要な契約書（案）を作成する。

(8) 事業者選定事務支援

- ア 入札公告に係る手続き等に関する支援
- イ 事業者からの質問回答支援
- ウ 事業者の資格審査支援
- エ 事業者提案の審査支援
- オ 事業者提案の審査結果の公表支援

(9) 事業者選定委員会運営に関する支援

※各委員への報酬や交通費は、発注者が負担する。

- ア 事業者選定委員会用資料の作成・印刷
- イ 事業者選定委員会への出席・資料説明
- ウ 議事録(要旨)の作成
- エ 事業者へのヒアリング支援

(10) 事業者契約締結支援

落札事業者との事業契約締結に際し必要となる下記の支援を行う。

なお、弁護士を交えた対応や確認を行うこと。

- ア 基本協定締結支援
- イ 事業契約締結支援
- ウ 各種法務的業務

(11) 費用対効果分析書の作成

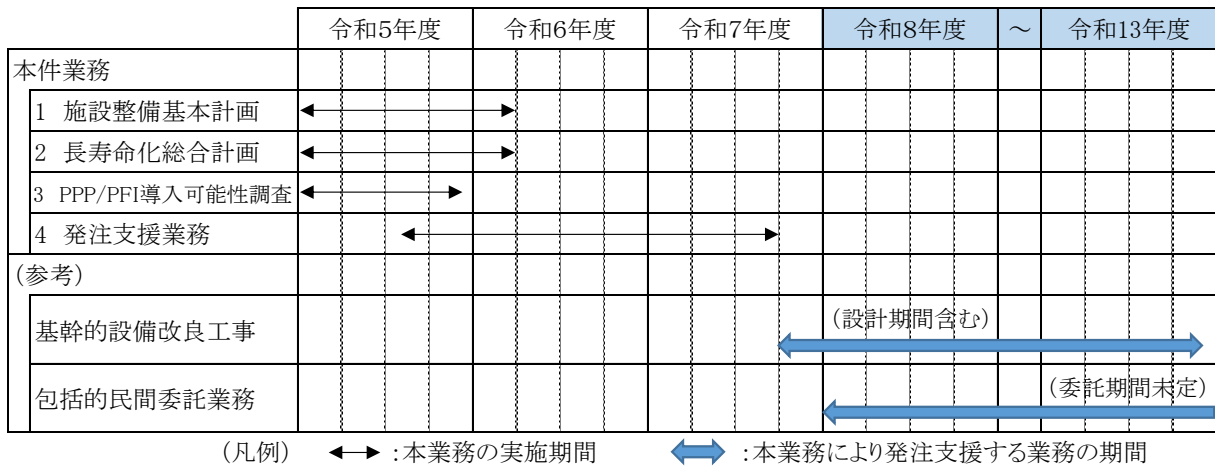
平成12年3月10日衛環第18号通知「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について」に基づき、費用及び便益の貨幣化による明確な費用便益比を算出・評価した費用対効果分析書を作成する。

## 5 事業スケジュール（予定）

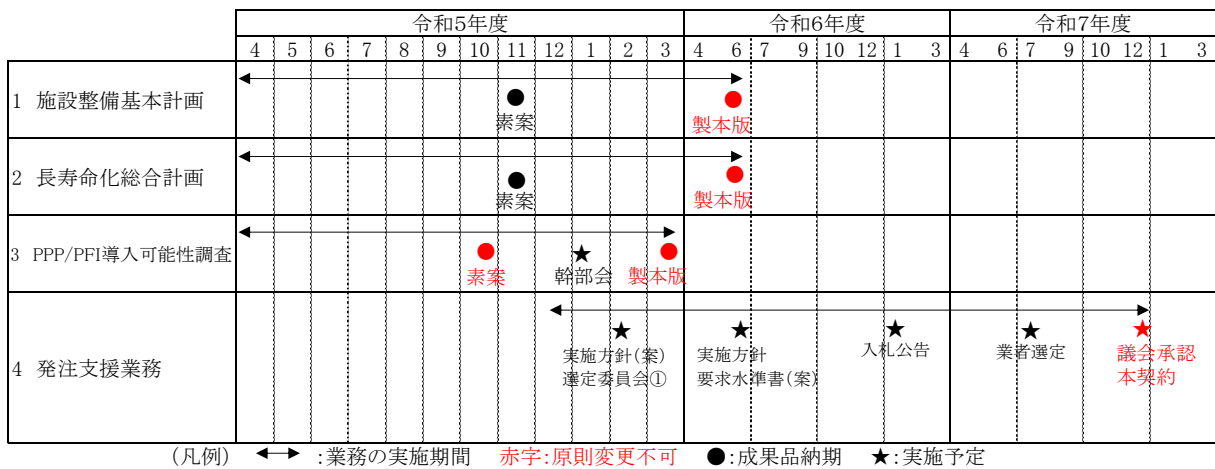
本業務の主な事業スケジュールは、次のとおりである。

なお、あくまで予定であり、以下に記載する必要な納期が担保される前提であれば、受注者のノウハウ等を活かしたスケジュール提案を妨げるものではない。

### （1）事業スケジュール概要（発注支援対象業務の予定期間含む）



### （2）本件業務スケジュール概要



### （3）必達納期

成果品提出または達成すべき事務の期限は以下のとおりとする。

No.	内容	納期（期限）
1	PPP/PFI 導入可能性調査 素案提出	令和5年10月末
2	PPP/PFI 導入可能性調査 製本版、概要版提出	令和6年3月末
3	施設整備基本計画 製本版、概要版提出	令和6年6月末
4	長寿命化総合計画 製本版、概要版提出	同上
5	整備・運営事業者との本契約締結	令和7年12月末